

男鹿市告示第38号

男鹿市在宅子育て支援給付金給付事業実施要綱を次のように定める。

令和5年3月29日

男鹿市長 菅原 広二

男鹿市在宅子育て支援給付金給付事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、日中家庭で子育てする保護者に対し、在宅子育て支援給付金（以下「給付金」という。）を給付することにより、経済的支援及び乳幼児との愛着形成の深化の助長を図り、乳幼児の健全な育成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象児童 男鹿市に住所（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する住所をいう。以下同じ。）を有し、生後8週間を越え満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (2) 保護者 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第6条第2項に規定する保護者をいう。
- (3) 特定教育・保育施設 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。

(4) 特定地域型保育事業 法第29条第1項に規定する特定地域型保育を提供する事業をいう。

(給付対象者)

第3条 給付金は、次の各号のいずれにも該当する者（以下「給付対象者」という。）に給付する。

- (1) 対象児童の保護者で、男鹿市に住所を有すること。
- (2) 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用せずに、在宅で育児を行っていること。ただし、法第7条第10項第6号に規定する一時預かり事業及び同法同項第7号に規定する病児保育事業の利用については、この限りではない。
- (3) 職場復帰を前提として育児休業給付金（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第61条の7第1項に規定する育児休業給付金をいう。以下同じ。）を受給していないこと。
- (4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けていないこと。
- (5) 給付対象者及び給付対象者が属する世帯員が市税等を滞納していないこと。
- (6) 男鹿市暴力団排除条例（平成23年男鹿市条例第20号）第2条第2号に規定する暴力団員ではないこと。

(給付額及び給付対象期間)

第4条 給付金の給付額は、対象児童1人につき月額1万円とする。

2 給付金の給付対象となる期間は年度ごとに決定するものとし、前条に規定する要件（以下「給付要件」という。）を満たし、かつ、次条の規定による給付申請がなされた日の属する月から始まり、給付要件を満たさなくなった日の属する月、又は当該給付申請がなされた日の属する年度の3月で終わる

ものとする。

- 3 市長は、給付対象者が災害その他のやむを得ない理由により次条に規定する給付申請ができなかったと認める場合は、給付要件を満たした日に給付申請がなされたものとみなす。

(給付申請等)

第5条 給付対象者は、給付金の給付を受けようとするときは、市長に給付申請をしなければならない。

- 2 給付対象者は、前項の規定により申請した内容に変更が生じたときは、速やかに市長に変更内容を届け出なければならない。

(給付決定)

第6条 市長は、前条第1項の規定による給付申請があったときは、給付要件の審査を行い、給付の可否を決定し、当該給付申請を行った者に対して通知するものとする。

- 2 市長は、前条第2項の規定による変更の届出があったときは、給付要件の審査を行い、給付の可否を決定し、当該変更の届出を行った者に対して通知するものとする。

(給付要件の調査)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、第5条の規定による給付申請等を行った者に対し、給付要件を確認するために必要な事項に関する書類を提出すべきことを命じ、又は当該給付申請等を行った者の同意を得て職員をしてこれらの事項に関し調査させることができる。

(受給要件の喪失)

第8条 給付対象者は、給付要件を満たさなくなったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(給付金の給付方法)

第9条 市長は、第6条の規定により給付を決定した者に対し、8月、12月及び4月に、それぞれの前月までの分の給付金を給付する。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りではない。

(給付金の返還)

第10条 市長は、給付対象者がこの告示の規定に違反したとき、又は虚偽の申請その他不正の手段により給付金の給付の決定を受けたと認めるときは、給付の決定を取り消し、既に給付した給付金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第11条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。